

国立大学法人信州大学と株式会社松本山雅の
包括的連携に関する協定書

国立大学法人信州大学と株式会社松本山雅は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、両者が包括的な連携のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、産業等の分野で相互に協力し、地域の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

(連携事項)

第2条 両者は、次に掲げる事項について連携・協力する。

- (1) 教育・人材育成に関すること
- (2) 学術研究に関すること
- (3) スポーツの普及及び振興に関すること
- (4) 地域の産業の振興及び地域社会の活性化への貢献に関すること
- (5) その他両者が必要と認める事項

(連携協議会)

第3条 前条各号に掲げる事項を円滑に推進するため、必要に応じて連携協議会を設置することができる。

(秘密等の保持)

第4条 両者は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項に関し、必要な事項は別途契約等を締結するものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、両者の合意により更新することができる。

(その他)

第6条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項について必要がある場合は、両者が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

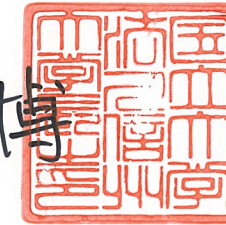
令和2年1月16日

国立大学法人信州大学長

株式会社松本山雅

代表取締役社長

濱田 州博



神田 文之

